診療情報開示について

医療法人北光会　朝里中央病院
診療情報管理委員会

当院では患者様ご本人からの申請に基づいて、診療情報の開示を行っております。
診療情報は、患者様の個人情報ですので、患者様ご本人以外への開示は基本的には行っておりません。
また、ご本人であっても開示することにより治療に有害な影響が予測される場合などがございますので、「診療情報管理委員会」にて開示の決定させていただきますのでご了承ください。
外来での診療や入院中の診療の経過に関わってお聞きになりたい事や詳しい説明を求めたい場合は、診療情報開示の手続きによらず、診療の時間をとらせていただきますので、担当の医師、看護師長、看護師にお気軽にご相談ください。

【どのような診療情報が提供されるのか】
当院で管理されている診療録の他、看護記録、処方箋、検査結果報告書、エックス線写真等の諸記録及びこれらに含まれる情報が対象となります。ただし、診療情報等については、法的保存義務は５年間となっており、それ以前のものについては廃棄処分しておりますのでご了承ください。

【誰でも提供を求められるのか】
診療情報は患者様の大切な「個人情報」ですので、原則として患者様ご本人による請求となります。但し患者様にご都合がある場合には次の方も提供を求められます。

１．患者様ご本人の指名または同意を得た親族またはこれに準ずる方
２．患者様ご本人の判断の判断能力が欠如していると判断された場合
３．法定代理人もしくは実質的に患者様をケアされている親族またはこれに準ずる方
４．患者様ご本人が未成年の場合は法定代理人
　　患者様が１５歳以上である場合は、合理的な判断が可能な場合は患者様の同意が必要です。

※「親族」とは、６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族（民法７２５条）を指し「これに準する方」とは、内縁の妻など、民法９５８条の３の特別縁故者を指します。
※診療情報は、患者様の「個人情報」となりますので、患者様ご本人のプライバシー保護の観点から、ご家族やご親戚であっても患者様本人のご指名のない方、ご友人、勤務先の方、保険会社の方等は診療情報提供の請求ができる対象者となりませんのでご了承願います。

【診療情報はどのような方法で提供されるか】
１．診療内容の説明
　　診療内容については、患者様に十分にご理解いただけますよう日常診療の中で、丁寧な診察内容の説明に努めております。
　　医師等の説明でご不明の点が御座いましたら、お気軽にご質問頂きますようお願いします。

２．診療録等の開示日常診療の説明以外に、情報提供の提供を求めることのできる方が診療録の開示を希望される場合は、診療情報提供書申出書をご記入いただき病院長宛に開示の申請を行うことができます。
開示の方法は診療録の閲覧が原則ですが、写しや診療内容を要約した（退院時サマリー等）の交付を申請することもできます。
開示に関しては、診療情報管理委員会に諮るなどして、開示の可否を決定します。

【診療情報開示方法について】

１．開示申請手続き
（１） 診療情報提供申請書
（２） 本人確認に必要な書類（下記のいずれか１点）
運転免許証、パスポートなど国が発行するもので写真と生年月日が確認できるもの
国家資格等の免許や認定証など

※上記の書類がない場合は、資格確認書、老人保健法医療受給者証、年金手帳など１点と公の機関が発行した証明書等の２点が必要です。

患者様（本人）以外の場合は、患者様との関係がわかる証明書（資格確認書、戸籍謄本等）をご持参いただきますようお願いします

なお、患者様ご本人を含めて開示対象者であることが確認出来ない場合や不明確な場合については、開示できませんのでご了承願います。

２．開示の可否
原則として申出書を受理した日から１４日以内に回答させて頂いておりますが、審査等に時間がかかる場合は改めて日程をご連絡させて頂きますので、ご了承願います。

３．費用
申請者の実費負担となります。
・開示手数料　２，０００円（税別）
・診療録等のコピー　１枚２０円（税別）
・ＣＤ－Ｒ　　１，０００円（税別）

平成２２年１０月　１日
平成３０年　４月　１日　改訂
平成３０年１１月　１日　改訂
令和　８年　６月　１日　改訂